

○弘前大学大学院地域社会研究科専任教員選考基準

(平成 23 年 6 月 29 日 研究科教授会決定)

教員の選考は、人格、健康、教授能力、教育業績、研究業績並びに学界及び社会における活動について行う。

- 1 教授の資格については、次の各号による。
 - (1) 博士の学位（日本における博士の学位と同等と認められる外国の学位を含む。）を有し、教育上の経験、識見をもっている者
 - (2) 公刊された著書、論文、報告等により博士の学位を有する者に匹敵する研究業績があり、教育上の経験、識見をもっている者
 - (3) 大学において教授の経歴がある者
 - (4) 大学において准教授、助教授の経歴があり、研究業績があると認められる者
 - (5) 大学及びこれに準ずる学校において、専任講師以上としての経歴があり、教育上及び研究上の業績が優れていると認められる者
 - (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者
- 2 准教授の資格については、次の各号による。
 - (1) 教授の資格に準ずる
 - (2) 大学及びこれに準ずる学校において教授、准教授、助教授又は専任講師としての経歴があり、研究業績がある者
 - (3) 大学の助教、助手又はこれに準ずる職員としての経歴があり、研究業績及び教授能力があると認められる者
 - (4) 修士の学位を有する者又はこれに準ずる者で、研究業績及び教授能力があると認められる者
 - (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者
- 3 講師の資格については、次の各号による。
 - (1) 教授、准教授の資格に準ずる
 - (2) 修士の学位を有し、研究業績及び教授能力があると認められる者
 - (3) その他特殊の専攻分野について教授能力があると認められる者
- 4 助教の資格については、次の各号による。
 - (1) 教授、准教授、講師の資格に準ずる
- 5 助手の資格については、次の各号による。
 - (1) 大学の学部を卒業した者
 - (2) 前号の者に準ずる能力があると認められる者

附 則

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。